

青森市男女共同参画審議会の位置付け

青森市男女共同参画推進条例 （平成 30 年 4 月 1 日施行）

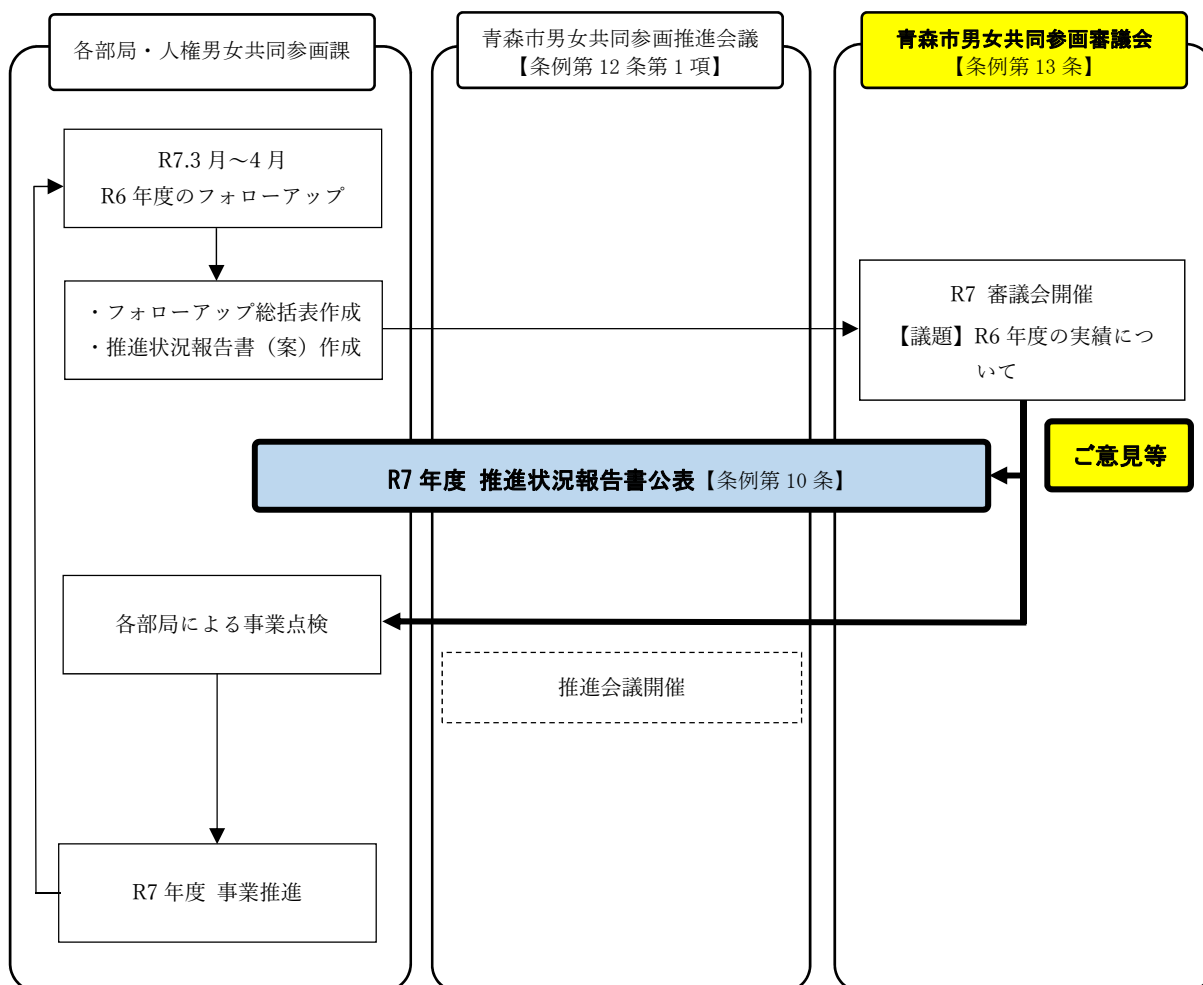
（青森市男女共同参画審議会の設置）

第 13 条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項[※]を処理するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、青森市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

※「この条例の規定によりその権限に属させられた事項」とは、

- ・ **男女共同参画計画**の策定又は変更に関する事項【条例第 9 条第 2 項】
- ・ **DV防止計画**の策定又は変更に関する事項【条例第 26 条第 2 項】
- ・ 男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から申出を受けた**苦情の処理**に関する事項【条例第 32 条第 2 項】

○「青森市男女共同参画プラン」の進行管理



○苦情処理部会 【青森市男女共同参画審議会苦情処理部会の設置に関する要綱】

※市民等から申出を受けた苦情について、専門的な意見が必要な場合に設置する。

